

# ニッセイ・ウェルス生命の「保険契約者代理特約」のご案内

契約者（年金受取人）が将来、認知症などで意思表示が難しくなった場合…



契約者のご家族

契約者のためにまとまったお金が必要になるのに  
保険の解約ができない…  
そもそもどんな内容の保険に入っていたんだっけ…

保険契約者代理特約を活用すれば安心です!



## 保険契約者代理特約のポイント

あらかじめご指定いただいた  
保険契約者代理人と  
**契約内容を共有**する  
ことができます。



いざという時、契約者にかわり、  
保険契約者代理人が  
**代理でのお手続き**を  
行うことができます。



以下の範囲から保険契約者代理人を1名指定できます。

- ① 契約者の戸籍上の配偶者
- ② 契約者の直系血族
- ③ 契約者の兄弟姉妹
- ④ 契約者と同居または生計を一にしている3親等内の親族  
他、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人

※ 特約付加の際、あわせて「ご家族登録制度利用規程」にご了承の上、ご家族登録制度に登録いただきます。  
ご家族登録制度においてご登録いただけるご家族と保険契約者代理人は同一人となります。

※ 保険契約者代理人が反社会的勢力に該当すると認められること等の理由により、ご家族登録制度のサービス提供が停止された場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

## よくあるご質問

Q. 特約を付加する方法は？費用はかかる？

A. 書面でのお手続きが必要です。契約者ご本人からのお電話で手続き書類をお送りします。登録は無料です。

Q. ご家族登録制度は登録済みだが、登録する必要がある？

A. ご家族登録制度は登録いただいた家族と契約内容を共有できますが、代理手続きを行うことはできません。代理手続きを行う場合、保険契約者代理特約や指定代理請求特約付加が必要となります。

Q. 特約付加後の定期発送物の送付先は？

A. 特約付加後も原則、契約者さまの住所宛にお送りします。

■ 当特約の付加、および、登録情報変更のお手続きにつきましては、契約者ご本人より弊社カスタマーサービスセンターまでお申し出ください。